

年度は4月1日から納税通知書の交付を受けた日以降60日以内、ただし、地方税法第417条第1項の通知を受けた場合は、当通知を受けた日から60日以内に文書をもって審査の申し出をすることが出来るとなっている。しかしながら、納税者はよく理解できていない内容の周知徹底を望む。

②死亡した人への課税に付いては、当然、現在使用している方に課税するが、相続人や現在使用していない土地や家屋といった固定資産はどのように課税しているのか。相続をしていない人がそのまま課税されないで、取らないでいるというようなことがあり、その辺りを公平にやっていたらきたい。

③所有者がいない土地について、どの様に評価しているか。地図には記載されているが、地番が載っていない土地がある。どう処理しているか。

④平成24年度の固定資産税の評価替え、税収、固定資産税と都市計画税が5%減少になる。税額はいくらになるか。また、その穴埋めは行わないのか。

答弁(総務部長)

①課税明細書を送付、固定資産課税台帳の閲覧制度もある。HP、来庁者、電話等にも随時対応し、通知に努めている。

②費用対効果を考慮し、公示送達として処理をしている。

③地籍調査の進行や登記により所在や所有者等が判明するため、動向を注視していきたい。

④平成24年度の評価については作業中。宅地、家屋については減少する見込みである。

再質問

家屋、土地について、相続放棄は現実にあるわけである。知っている人は税金を払わないでそのまま処理しているが、その辺のところをきちんとしてほしい。また、土地については地番が無いということであるが、その土地で作物を作っているようなこともある。その辺りを執行部は把握しているのか。まして、国土調査をした土地である。きちんと払っている市民の怒りがある。国民の義務であるが、執行部の考えを問う。

再答弁(総務部長)

相続放棄については公示通達処理。無地番について

は今後、課税できるよう進めていく。

(その他の質問) ○登下校時の緊急情報配信及び緊急防災情報配信について

国調の進行云々ではない。法的措置を取るなり、きちんとやっていたいただきたいのである。

再々答弁(市長) 税の公平性の観点から、再度調査をし、善処していく。

再度調査をし、善処していく。

広域事務組合の一元化について

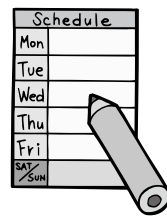
質問

①ごみ行政はその方向性や選択を誤ると住民、自治体、議会等を巻き込んで混乱が拡大する。ごみに係わる混乱話は枚挙に暇が無いほどであり、総論賛成各論反対は、どこでも、誰でも持ち出す結論である。費用対効果を言い立て、結論を出すことは簡単であるが、事の発端は先見性の無さと決断力の不足が招くものと思う。広域一元化の進捗状況を示せ。

②常備消防の一元化を進めにくくしていた要因は何か。現在、県の計画で更に広域化が検討されているが、近隣との合意無しに進めるものではなく、一元化を話

し合う絶好の機会ではないか。ぜひ、果敢に進めていただきたい。また、消防団は合併したが、各支団となっており、命令・指揮系統が違っており懸念が残る。早い時期の一体化推進を望む。

坂巻 文夫 議員



その後、副市長が各事務局を訪問し基本的な考え方を説明するとともに、協議のお願いをした。次に、市長から、各正副管理者へ、事務調整協議をお願いした。

②常備消防は、緊急時及び大規模災害時の教訓から早期一元化を目指すところであるが、市民サービスの低下を招かないことを基本とする。説明責任を重視しながら、早期実現を目指す。

答弁(教育部長)

③一元化後は、各種費用が削減され、単年度で300万減額となる。更に、平成27年度で建設時の起債償還が終了し、単年度2、000万の削減となる。今後は、人件費の削減が考えられる。

答弁(企画部長)

①議会へ説明後、部署ごと問題点や課題を整理。



常総環境センター